

吹田市資源リサイクルセンター条例施行規則新旧対照表

は改正箇所

旧	新
(使用の申請) 第4条 センターの施設を使用しようとする者は、<u>あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあっては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</u> (2) <u>使用日時、使用施設、使用目的及び使用人数並びに物品販売の有無（以下「使用日時等」という。）</u> 2 <u>前項の規定による申請は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の3月前の日の属する月の初日から使用日の前日までに行為なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (使用内容の変更) 第7条 使用者は、<u>使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</u> (1) <u>申請者の氏名等</u> (2) <u>許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由</u> 2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。<u>この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。</u> (使用時間の超過)	(使用の申請) 第4条 センターの施設を使用しようとする者は、<u>市長が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続（以下「ウェブ申込み」という。）をしなければならない。</u> 2 <u>ウェブ申込みをすることができる期間は、使用日の3月前の日の属する月の1日から使用日の前日までとする。</u> 3 <u>ウェブ申込みをした者は、申込みの日から起算して7日以内（申込みの日から起算して7日以内に使用する場合は、使用日の前日まで）に、使用許可申請書を市長に提出するとともに、使用料を納付しなければならない。この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかったときは、その者の申込みは、なかったものとみなす。</u> 4 <u>前3項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他市長が特別の事情があると認める場合の申請の手続は、市長が定める。</u> (使用内容の変更) 第7条 使用者は、<u>使用目的及び使用人数並びに物品販売の有無の変更をしようとするときは、使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</u> 2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。 (使用時間の超過)

現 行	改 正 案
第8条 使用時間の<u>超過</u>は、センターの運営に支障のない場合に限り許可する。 2 -----略----- 3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。 （使用の取消し） 第9条 使用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく<u>次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて</u>市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名等 (2) 許可を受けた使用日時等 (3) 取消しの理由 （使用料の減額又は免除） 第10条 -----略----- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書</u>を使用許可申請書に添付しなければならない。 (1) 申請者の氏名等 (2) 使用日時等 (3) 減額又は免除の理由 （使用料の還付） 第11条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次に定めるとおりとする。 (1) -----略----- (2) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割	第8条 使用時間の<u>超過（第4条及び第5条に定める手続により許可を受けた使用時間と引き続く条例別表に使用料の定めのある時間帯以外の時間に使用することをいう。）は、使用日の当日に限り申請することができるものとし</u>、センターの運営に支障のない場合に限り許可する。 2 -----略----- 3 超過時間の<u>使用料の額を算定する場合における超過時間の計算は</u>、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。 （使用の取消し） 第9条 使用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届に使用許可書<u>その他の市長が必要と認める書類を添えて</u>市長に提出しなければならない。 （使用料の減額又は免除） 第10条 -----略----- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。 （使用料の充当及び還付） 第11条 <u>使用者が使用取消届を提出した場合（既納の使用料がある場合に限る。）において、その者が納付すべき使用料があるときは、既納の使用料を納付すべき使用料に充当することができる。</u> <u>2</u> 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合

現 行	改 正 案
(3) 使用者が使用日の7日前までに使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき <u>過納金の5割</u> 2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料還付申請書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名等 (2) 許可を受けた使用日時等 (読替え) 第20条 指定管理者がセンターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条</u>、第5条第1項、第6条第1項及び第3項、第7条、第9条、<u>第11条第1項</u>並びに第15条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。	は、次のとおりとする。 (1) -----略----- (2) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料<u>(充当をしたときは、その額を控除した額)</u>の5割 3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に使用許可書<u>その他の市長が必要と認める書類</u>を添えて市長に提出しなければならない。 (読替え) 第20条 指定管理者がセンターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条第3項</u>、第5条第1項、第6条第1項及び第3項、第7条、第9条並びに第15条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。